○農林水産省告示第百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県岩手郡葛巻町葛巻第五八地割字星野一三四の二二・一三五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六〇、一六一、一六二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字星野一三四の二二、一三五、一六一、一六二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び葛巻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五十五号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年一月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

第八号中「一月十五日」を「三月三十一日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年一月十六日から施行する。

○防衛省告示第一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年一月十五日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十五年一月三十一日及び二月一日（予備、同月二日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の㋐から㋕までの六地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋕の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

㋑　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

㋒　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

㋓　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

㋔　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

㋕　北緯三一度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

自衛艦九隻、航空機二機

実施艦等

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年一月十五日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十五年二月二日（予備、同月三日から同月五日までの間）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

㋐　北緯三一度四七分一二秒

㋑　北緯三二度二〇分一二秒

㋒　東経一二八度四五分五二秒

㋓　東経一二九度〇九分五二秒

自衛艦九隻

実施艦等

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年一月十五日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十五年二月三日（予備、同月四日及び同月五日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の㋐から㋓までの四地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋓の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

㋑　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

㋒　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

㋓　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

自衛艦十三隻

実施艦等

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年一月十五日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十五年二月三日（予備、同月四日及び同月五日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の㋐から㋖までの七地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋖の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

㋑　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

㋒　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

㋓　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

㋔　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

㋕　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

自衛艦十三隻

実施艦等

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年一月十五日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十五年二月三日（予備、同月四日及び同月五日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の㋐から㋕までの六地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋕の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

㋑　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

㋒　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

㋓　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

㋔　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

㋕　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒